

そこで原告側が、垣見証人が従来から「沖積層にも乱れが見られ活動的」としてきた上灘沖の音波探査データ図面を示すと、そこで断層と二重反射との関係は伊方沖の図面と変わらないことを垣見証人自身が認めた。

さらに原告側は、「そしたら、現時点では、伊方沖の図面でも、最上部の堆積層は、やっぱり切れてるとあなたは判断できるのか」と尋ね、垣見証人は「そう解釈できる」と答えた。その証言によって、これまでの22年間、四国電力、垣見証人、安全審査会の判断が、「見えもしないところを勝手に沖積層がある」とし、更に、そこまで断層は及んでいない」と「二つの推定」を積み重ねたものだったことが明らかになったのである。

四国電力は3回の調査結果の分析を、続けて3回間違っただけで判断し、3回続けて間違っただけで申請した

四国電力が、音波探査図面に表れた二重反射を考慮に入れた調査か、ボーリング調査を実施しておれば、海底最上部の沖積層は切れているということは、22年前の時点で明確に判明していたはずである。

ここで強調すべきことは、この伊方沖断層を、垣見証人や被告が「活動性がない」と判断したのは、1号炉審査の時からである。そして、この完全に誤った判断を基にして、当時の審査会は立地条件の審査を「妥当と認められる」として原子力安全委員会に報告し、被告が1号炉の設置を許可したのである。

更に、本件審査と許可処分から9年後の伊方3号炉審査においても、四国電力は、1号炉、2号炉、それに3号炉の3回に及ぶ海底音波探査調査を基に「伊方沖断層は活動性がない」と主張して、同じ内容の申請を提出し

続け、安全審査会も、3回とも申請の言うとおりを認め、「電波の二重反射」でしかなかった堆積層のデータを「妥当」としてきた。

3回もの調査を実施し、3回とも、二重反射が分からなかったり、事実と違う調査結果になったという事は、とうてい信じがたいことであり、申請者四国電力の調査と調査結果の分析には大きな疑問が湧かざるを得ない。

被告は直ちに本件許可処分を撤回せよ。そうしないのなら、本訴訟において速やかな許可処分取消しの判決が必要である

以上、1章から6章までで明らかにしたとおり、本件の立地条件にかかわる申請は、あまりにズサンであり、立地条件に関わる最も基本的で重要な事項についての判断を誤っている。その申請者の誤りを、指摘も是正もさせずに、妥当として、原子力安全委員会に報告した本件審査会の誤りは明白である。

従って、その誤った報告をもとに成された許可処分も取消されねばならない。(終り)

会計報告('98.10/1~10/31)

収入	
会費	13,000
ニュース講読料	25,000
コピー代	11,520
計	49,520
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,240
振替手数料	1,770
資料費	9,189
計	43,049
差引	6,471
積立金合計	1,892,909

伊方訴訟ニュース

第303号
1998年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-363-2112 口座 00930-0-48780

**第11回 伊方集会
「伊方原発を廃炉に」**

「第11回原発止めよう伊方集会」は、10月24日、25日の両日、伊方町と八幡浜市で開かれた。集会には、伊方原発反対八西連絡協議会の広野房一会長ら四国各地や広島県から住民らやグループが参加。

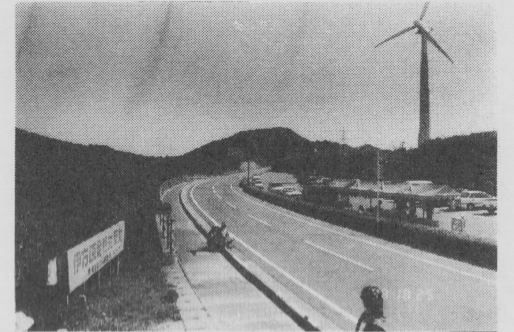
24日は、八幡浜市民会館で、小出裕章京都大学原子炉実験所助手が、市民ら約50人を前に、「核のゴミを背負った生活」と題して以下の内容で講演。

「100万KW1基の原発を1年間稼働させるには、莫大な『核のゴミ』が出る。ウランを採掘する時の残土が250万トン。精錬の段階で鉱さいが13万トン、さらに核燃料を作る工程で劣化ウランが160トンできる。

原発を運転すると、低レベル廃棄物がドラム缶千本と使用済み燃料30トン。それを再処理するとプルトニウムが300Kgできる。

また、伊方町の東隣にある保内町の青年たちが20年間にわたって行っている伊方原発沖の海底汚調査から、原発から排出されたコバルト60が検出されている。

その一方、日本はこの120年間に、50年に10倍の割合でエネルギー消費量を増加させている。今後も従来のペースでエネルギ



ーを消費していくと、400万年と言われる人類の歴史の中で、ここ数10年、数100年の間に人類の存亡の危機が訪れる」と。

集会二日目は、伊方町で伊方原発反対を訴えるビラを配ったのち、西隣の瀬戸町の風力発電所前に、「伊方原発絶対反対」の看板を設置(写真参照)。その後伊方原発ゲート前で、四電安全担当課長に、伊方原発廃炉決議と、以下の内容の申し入れ書を手渡した。

「欧米先進国では、ほとんどが原発の新規発注から撤退している。場当たり的な日本政府の計画に、住民の不安を無視して、四電が付き合おうとしているのは馬鹿げているし、経済的損失も大きい」と。(「南海日日新聞」から要約引用)

12年もの放置に抗議

今年の6月に通産省は、伊方3号炉の設置許可に対する異議申し立ての棄却を決定。その異議申し立ては、今から12年も前に伊方周辺の住民が全国からの多くの賛同者とともに行ったもの。異議申し立てに参加し、通産省から送られてきた決定書を受け取った人たちは、「3号炉もとくに運転を開始した今ごろになって」と、あきれ果て、連絡を取り合った有志で、とりあえず通産大臣あてに以下の内容の抗議文を発送し、損害賠償を求める訴訟についても検討を始めている。

「私たちが異議申し立てを行ってから、実に12年、3号炉の運転開始から3年半を経過しての決定となります。

通産省のこの間の行為は、『不服申し立ての道を開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益を図る』とする行政不服審査法に違反する事は明白であり、私たちの権利を奪う不作為の最たるものと言わざるを得ません。

昨年5月口頭意見陳述が開かれましたが、私たちは単なる通産省のアリバイ作りとして、強い抗議の意を込め、ボイコットした事はご案内のとおりです。

今回の棄却決定については、『まず、原発ありき』の結論であり、到底受け入れる事はできませんが、しかし、原発の安全論争以前の問題としての通産省の住民無視の確信犯ともいえる処理引き伸ばしの一連の行為に対しても、私たちは厳しく問わねばなりません。

この間、異議申し立て人の中には、死去された方、転居等で連絡が届いていない方も数多くおります。また、運転開始後の決定でもあり、私たちの一般常識からみると、あまり

にも長く、本末転倒の対応だといわざるを得ません。今回の棄却決定をはじめとする一連の行為に対し強く抗議します。」

原告準備書面

(立地条件七)

1998年月1日提出

(要約 その3、最終回)

第4章 申請者は伊方沖断層を活断層と見ず、地震動の評価をしていない(続)

活断層の評価と審査への反映は、審査の必要事項。しかし申請者はやらず審査会が肩代わりした? 審査会は四国電力の下請け機関なのか

先に示したように申請者の四国電力は「活断層かどうか、将来の活動性をみる」と、ともかく活断層の判断手続きを記載していた。一方、垣見証人も「私と松田時彦調査委員が審査に参加し、伊方沖で地震が起きればどれくらいになるか評価した」と証言している。

もしそうなら、本件審査では、本件敷地に対して将来もこれ以上起きるとは考えられない最大の地震動を想定するための地震を、申請者が適切に選択しているかは、本件安全審査の際の判断の必要事項である。にもかかわらず申請者は、申請書の中で「伊方沖の地層の乱れ」を活断層と評価した資料もなく、更に、それが動けばどれほどの地震になり、どれだけの地震動を敷地に与えるか、などについての資料も評価も全くない。従って、本件安全審査に当っては、申請書について、その不十分性を指摘し、調査のやり直しと申請のやり直しを求めることが必要だった。

ところが、安全審査会は、申請者には申請内容の変更は求めずに、本来申請者がやるべ

きはずの、伊方沖の断層の評価を申請者に肩代わりした形で行い、「安全を確認した」と主張している。そして、先に示したように、あいまい極まる評価の上で、結局、「設計用地震動に取り入れるまでもないと判断した」と、実際には設計用地震動には何も関係の無い存在にしてしまったのである。

伊方沖断層が動けば、設計地震動を超える地震が起きることを審査当時から審査会は知っていた!

先に示したように、垣見証人は、伊方沖活断層がM7程度の地震を起こした場合でも、敷地での地震動は、設計地震動と判断した200ガル以内ではなく、1.5倍の300ガル程度になることを、本件安全審査当時にも、断層モデルに基づいた計算で分かっていたと証言した。

最も小さい評価の地震動でみても、現実存在する伊方沖の断層が動けば、敷地でこれ以上はないと申請者が判断した設計地震動を上回る地震動が発生するというのであるから、申請者が申請した設計地震動が適切でないことは何人も否定できない。

従って、その不適切な設計地震動の採用を「妥当」とした安全審査会の判断の誤りも明白である。

伊方沖断層が動けば、半分の長さでも

473ガルになると被告証人が証言

岡村教授が、伊方沖の活断層の長さは全長で46キロにも及ぶ、と発表したことに対して、原告住民側の追及を受けた垣見証人は、前述のように「岡村調査の認識と変わらない」と答え、M7.6の大地震も起こり得ることを認めた。そしてさらに「46キロのうちその半分程度の25キロが動いた際の敷地での

加速度は473ガルになる」と証言した。

この証言や被告の狙いや意図がどうであれ本件安全審査で敷地沖合の活断層をまともに考慮してこなかった以下のような冷徹な事実は、ごまかすことができない。

すでに明らかにしてきたように、四国電力は、機能が損なわれれば放射能が外部に流出するというAクラスの施設に対する設計地震動を、歴史地震だけを考慮して200ガルとした。そして、Aクラスのうち格納容器と原子炉停止系の二つの部分のみに、その1.5倍の300ガルを採用すると申請し、安全審査もそれらを妥当であると認めた。

しかし、垣見証人は原告側の尋問に対し、本件安全審査でも伊方沖活断層は考慮したと強弁し、つぎのように答えた。

「もし活断層が動いたらどれぐらいのマグニチュードの地震になるか評価した。断層の長さは、きれぎれの断層をつないだとしてもせいぜい20キロぐらいで、安全側に考えてもMは7程度」と。

そして、「その地震による敷地の地震動は最大でも300ガルちょっと超える程度であったが、過去1万8千年(のち、1万年に訂正)の間活断層は動いていないので、地震工学という実証的な立場に立って、設計用地震動に取り入れるまでもないと判断した」と。

こうした証言を裏付ける証拠は、全くないことを垣見証人も認めている。しかし、もし証言どおりだとすると、本件2号炉安全審査当時から、次の事実を安全審査会も知っていたということになる。即ち、敷地沖合の活断層が動けば、本件2号炉の設計用地震動として安全審査も認めた200ガルを軽く超えるだけでなく、格納容器と原子炉停止系につい

ただ特別に1.5倍の余裕を見た、という300ガルをさえ超えるということ。

にもかかわらず、垣見証人も安全審査会も四国電力に申請のやり直しも求めず、伊方沖活断層の調査のズサンさも指摘せず、ズサン極まる申請内容をそのまま認めたのである。

こうした審査結果に基づいて本件2号炉の設置許可が成されたのであり、許可処分誤り、違法は明白である。

第5章 本件の審査に用いられた地震地帯区分のタイプ分けには科学的根拠がない

これまでの章で、伊方原発敷地での最大地震動を算定する際に、伊方沖活断層を評価せず、それがもたらす地震の震源深さを誤って設定したことを指摘してきた。この章では、四国電力の申請に沿って見ても、申請内容と審査の判断の誤りを指摘できることを示す。

申請者は伊方周辺の最大の地震の上限を

M6.9と極端に小さく判断した

四国電力が、将来も起こり得る最大の地震の規模をM7.0としたトリックは次の通りである。

①伊予灘宇和海地域で起こった地震を地帯構造の違いということで、A、B二つのタイプに区分した。そうすることによって、安芸灘で起こっていたM7.6の芸予地震を評価対象から外した。

②「1874年以前の地震はMを0.5過大に評価している」との一部の学者の学説を採用し、対象の地震のMを「控え目にみて」文献値から0.2差し引いて評価した。

③これらの操作から、伊方敷地近傍地域で起こる地震の規模をM6.6～6.9と評価

した。

④そうしておいて、最大規模の地震のMを「安全を見て0.1足して」、7.0とし、設計地震動を算定した。

垣見証人は芸予地震M7.6をA・B

どちらでも構わないと証言、地震地帯

構造で分けたというタイプ分けは科学的

根拠はなかった

安全審査でも、M7.6の芸予地震をタイプ分けというトリックで除外しておきながら垣見証人は、法廷での原告側からの追及を受けるや、次のように答え、タイプ分けの根拠のなさをあつりと認めたのである。

「四国電力がこの様なグループ分けをしてきたと言うことで、絶対にBタイプでなければならぬとか、Aタイプでなければならぬとか言うことはない。ただサイトが伊予灘という地域に属するものですから、それとはちょっと異なる安芸灘というものを遠くに置いたというだけの話しである」と。

そして、さらに証人は、同じ敷地の3号炉の審査の際には、なんとこのAタイプ、Bタイプの地域区分は使用していないことを、あっさり告白したのである。

芸予地震M7.6を採用し、直下地震

(M7.5)で計算すれば敷地の地震動

は600ガルを超す

芸予地震M7.6を伊方地域の最大の過去の地震とすれば、申請者の方法、つまり、「歴史地震のMは0.2差し引き」、それに「安全余裕を見て」0.1を足すという方法によると、設計地震動用にはM7.5の地震を用いることになる。

本件安全審査では、安芸灘の地震は「地殻内の地震」であり、震源は浅いとしているの

で、設計地震動の算定では、M7.5の地震が敷地の直下で、震源深さは20キロで起こるとして計算することになる。その計算の結果では、敷地の地震動(加速度)は「601ガル」にもなり、安全審査が認めた設計地震動は、その3分の1程度になってしまう。

垣見証人は申請者の音波探査資料を基に

これを「見て」伊方沖の最上部の堆積層

は乱れがないので、これ以後の断層活動

はないとし、別の調査は必要ないと主張

し続けてきた

ここで、岡村教授らの調査結果が発表される以前に、伊方沖合の活断層について、垣見証人が、原告側の尋問に対して、どのように述べていたかを見ておこう。

原告 伊方沖の海底ボーリングは、どういう理由でやらなかったか？

垣見 四国電力が音波探査をやっていたので、ボーリングをしなればという疑問は感じなかった。

原告 その音波探査図での乱れが、本当に断層の跡なのかということは、まだ調べる必要があるのでは？

垣見 音波探査で乱れはあるが、それをも断層とし、非常に問題になる場合には、確かに音波探査のもっと詳しいものを outsas とか、場合によってはボーリングが必要でということもある。しかし、これまでの音波探査の結果を見る限り、そういうことをやるまでもなく、敷地から数キロの間は非常に平穏で活動性がないということが分かったから、あえてボーリングをやるよう要求しなかった。

第6章 伊方沖断層を正当に評価しないことを支え続けた根拠は、「ウソの音波情報」

に隠れて分からない箇所を勝手に、「沖積層がある」と推定し、その上更に、「そこには断層は及んでいない」と推定を重ねたものだった

四国電力が安全審査会に提出した音波探査データから、伊方沖の断層に活動性はないと判断した、との垣見証人の主張は、昨年7月4日に開かれた第61回公判で崩れ去った。

その公判の初めの頃は、原告側からの尋問を受けた垣見証人は、問題の音波探査図面を見て「その場所の沖積層は切れていないと判断した」と、証言していた。ところが、その

図面を原告が示し、裁判長からの指示で、「海底最上部の堆積層という沖積層」を色えんぴつで示すことになった際に、垣見証人は問題の最上部の部分に「？」マークを書き込み、「ここは(音波の)二重反射があって良く分からない」と答えた。

そして原告側が「その部分は海底の地質を表しているのか」と尋ねると、「いや、みかけ上こういふふうに見えるだけで、真の情報ではない」と答えたのである。

さらに原告側か、「この二重反射のすぐ下まで、地下からの断層が達しているが、これを基に、どうやって、上部堆積層である沖積層が切れていないと判断したのか」と追及された垣見証人は、「これだけでは分かりにくいですね」と答えた。そして、「二重反射に隠されている部分に沖積層があるかどうかをどうして判断したのか」との尋問に、「推定ですね」と、なんら悪びれる様子もなく答えたのである。

審査当時の音波探査データで垣見証人は

伊方沖断層が上灘沖と同じ活動性があると認めた